

小金井市公民館緑分館野外調理場 活動の手引き

公民館緑分館野外調理場(以下「野外調理場」とします。)は、小金井市青少年センター(現在の小金井市文化財センター)の西寮に設置されていましたが、昭和61年に西寮が解体された際に1度、撤去されました。その後、平成元年1月に現在地に新たに設置されました。

その後、平成3年10月に小金井市青少年センターの持っていた機能を継承する設備として公民館緑分館が建設され、現在に至っています。供用開始から30年以上が経過していること、周辺の住環境も大きく変化しました。また、文化財センターなどの歴史的建造物などへの影響は以前から指摘され、その解決が求められていました。

こうした様々な課題を解決するため、全体意見交換会や近隣にお住まいの方の個別聴取、町会・自治会、使用団体から意見聴取等を参考とし、改めて主に青少年が野外炊事実習を行うことにより社会教育・健全育成に資する活動を行うための設備として位置づけを明確にしたうえで、野外調理場は存続することにしました。

周辺の環境が大きく変化しているため、野外調理場を適切なスキルなく活用することで近隣にお住まいの方々にご迷惑をおかけしてしまうことがあると考えられます。そのため、野外調理場を使用する団体は、このような状況等を十分ご理解の上、適切に使用していただくよう、ご理解、ご協力をお願いします。

令和6年4月

小金井市教育委員会
生涯学習部公民館

野外調理場活動の手引き

野外調理場は、

- 1 野外調理活動を行うことの楽しさを味わうとともに、野外調理の初歩的スキルを習得する設備です。
- 2 お互い協力して野外調理活動を行うこと通じ、使用者相互の理解を深めるとともに、協力することの大切さを育む設備です。
- 3 創意工夫しながら野外調理活動を行うこと通じ、食や食材への感謝の気持ちを育むとともに物の大切さを学ぶ設備です。
- 4 水や薪等の使用方法やごみを減らすことを考えたりすること通じ、環境を守る意欲・態度を育む設備です。
- 5 火の起こし方や扱い方、道具の扱い方法を学び、協力して段取り良く活動を進めるという体験を通じ、生活力を育む設備です。
- 6 次に使用する人のことを考え、使った場所や借りた道具を清掃し返却する体験を通じ、他人を思いやる心を育む設備です。

青少年野外調理場は以上の6つの機能を持つ設備です。

設備概要

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 所在 | 野外調理場は、浴恩館公園内に設置する。 |
| 2 | 設備 | かまど 3区画 調理台 1台 水道設備（屋外流し台） 消火設備 |
| 3 | 使用料 | 無料です。 |

野外調理場周辺は公園です。他の利用者、通行者等の邪魔、迷惑にならないようにしてください。占有して使用したい場合は「環境政策課」にご相談ください。

野外調理場を使用することができる団体・活動

野外調理場は、公民館登録団体のうち、青少年教育又は健全育成事業に資する活動を目的としている団体で、かつ、公民館が開催する説明会に参加した者（以下「受講修了者」といいます。）が所属する団体に限り、使用することができます。なお、団体の受講修了者は、野外調理場の使用時には必ず帯同し、その活動を指導する責務を担います。

また、野外調理場は、個人、家族のみでの使用や、懇親目的での使用はできません。

【使用できる活動事例】

- ・飯ごう炊飯、汁物調理、カレー調理

【使用不可の行為、活動事例】

- ・バーベキュー（肉や魚介類等を焼く行為）
- ・鉄板、網で食材を焼く行為
- ・直接、かまどの火で食材を焼く行為
- ・野外調理場たたき内での食事行為
- ・不特定多数が使用する活動
- ・飲酒を伴う活動
- ・町会、自治会、団体等の懇親会、餅つき大会
- ・かまどを使用しない活動（水道設備のみを使用したい場合は、事前に公民館本館にご相談ください）

使用可能日等

野外調理場を使用できる日時は次のとおりです。

1 使用可能日

毎月第2土曜日、第4土曜日の10時から16時まで

ただし、公民館緑分館の宿泊事業の一環で活動を行う場合は、当該土曜日の10時から16時（6月から9月までの間は19時）まで及び翌日曜日の10時から14時まで

2 使用できない日

- (1) 1月1日から同月3日まで

- (2) 12月29日から同月31日まで
 - (3) 主催事業及び行政使用等により使用できない場合
 - (4) その他、公民館が使用できないと判断した場合
- 3 天候等の状況による使用中止
- 天候等の状況（雨、強風等）により、野外調理場の使用ができない場合があります。また、使用開始後でも使用中止を決定する場合があります。
- 4 その他
- 使用開始後でも、近隣からの苦情があった場合や不適切な使用が確認された場合は、活動内容の改善を求めることがあります。また、すぐに改善されない場合は使用の中止を決定することがあります。

野外調理場の使用申込み

野外調理場の申込みは、使用する日が属する月の3か月前の10日（10日が土、日、祝日及び休館日の場合は翌平日開館日）から使用する日の14日前まで、公民館本館窓口（受付時間：午前9時から午後5時まで。土、日、祝日及び休館日を除く。）で先着順に受け付けます。

貸出し備品

別紙「野外調理器具使用申請書兼報告書」をご覧ください。

野外調理場使用までの流れ

- 1 事前準備
- 使用団体は、使用計画を立て、野外調理場の使用申し込みを行い、事前（1週間程度前まで）に公民館本館と打ち合わせ（※）を実施する。
- ※ 使用計画の確認、貸出物品の確認、かまどの使い方、片付け・清掃方法の確認、注意事項の伝達など
- 2 使用当日
- (1) 貸出物品の受取り
- 貸出物品を公民館緑分館で職員から受け取り、種類、数の確認を行う。

- (2) 注意事項等の確認
事前打ち合わせで確認した注意事項と当日留意すべき事項を参加者と確認する。
- (3) 野外調理活動を実施
安全や周辺への配慮を行いながら活動を実施する。
- (4) 片付け・清掃の実施
決められた手順に従い、片付け・清掃を実施する。
- (5) 公民館職員の確認
片付け・清掃の完了後、公民館の確認を受ける。併せて貸出物品を返却し、公民館職員の確認を受ける。
- (6) 終了・撤収
物品の返却、周囲の清掃等を確認し、活動を終了・撤収してください。

かまど使用における注意事項

- 1 かまどで使用できる燃料は、可燃燃料として作成された薪・炭とし、それ以外の燃料、木、部材等の焼却はできません。
- 2 燃料は、使用者が準備してください。
- 3 燃料への着火は、着火用に作成された木くず、新聞紙、市販の着火剤（かまどに影響を与えない物）を使用してください。着火に際してのガスバーナーの使用は可能です。
- 4 かまど以外の部分（たたき部を含む。）では火気を使用しないでください。
- 5 消火は確実に行ってください。水で消火した場合、その消火水は排水溝にストッキングタイプ生ごみネット（以下「ネット」といいます。）を設置し、これを濾したうえで流し、ネット内のゴミも持ち帰ってください。
- 6 残った薪、炭、灰、調理残渣、食べ残し、ごみは使用者が必ず持ち帰ってください。
- 7 決められた燃料以外の物の焼却はしないでください。

煙を出さない燃やし方

ものが燃えることを燃焼と言い、熱・可燃物・酸素を燃焼の3要素といいます。可燃物は酸素と結びついて燃焼しますが、このときに酸素と結びつかずに気体のまま離れてゆく可燃ガスの中には冷えると液体や固体の小さな粒になってしまうものがあり、これらが煙として捉えられます。

煙は、目にしみたり、衣類や洗濯ものに臭いがついたり、自分だけでなく周辺にも影響が出ることがあります。

煙が出てしまう原因として、一般的には薪が乾燥していないことや、燃焼温度が低いことが考えられます。乾燥不足の状態の薪（湿った薪）を燃やすと内部に残った水分が水蒸気となり、これが煙として外部に放出され、結果として大量の煙を出してしまう原因のひとつです。

また、燃焼温度が低い（火力が足りない）ことから薪に含まれている成分が効率的に分解されず、煙の発生につながると考えられます。

煙を抑えるためには、基本的に400～600度くらいの燃焼温度が必要とされています。火力を上げるための着火剤が足りていなかったり、燃えにくい性質の薪を使ったりした場合、十分に燃焼温度が上がらない可能性があり、煙の発生につながることがあるので留意してください。

煙の発生を抑えるには、先に述べた燃焼の3要素を理解し、乾燥した薪で燃えやすい仕組み（薪の組み方）を構築することが重要です。酸素を十分に供給でき、高い温度で完全燃焼できるような薪の組み方を意識すると煙の発生を抑制することが可能です。

薪割りについて

薪割りをする際は、安全を確認して行ってください。

子どもが薪割を行う際は、必ず、大人の目の届く範囲で行ってください。

薪割りは、薪割台を設置しその上行い、たたきでは行わないでください。

【注意事項】

- ・作業を始める前に、周辺に人がいないか確認する。
- ・鉈は素手で持ち、反対側の手に軍手を二重に着用する。
- ・薪割中に飛散する木片や、割れた薪に注意する。

- ・鉋は使用后、すぐに片付ける。

安全管理

事故を未然に防ぎ、楽しく安全に野外調理場を使用するためには、「適切な計画」「十分な準備」「指導者の安全意識」「事故防止対策」「救急対策」が必要です。

野外調理場を使用した活動では、事故や怪我が起きる確率をゼロにすることは困難です。従って、団体の責任者は、この確率をできるだけ低く抑えるために計画段階、実施段階、事後をとおして考えられるリスクを予測し、そのための対策を講じる必要があります。

事故はさまざまな要因によって起こります。それらの要因に対してしっかりとした準備をすること、「危険を予見して回避する」ことが、事故予防のポイントとなります。

遵守していただく事項

- 1 野外調理場の使用に際して、公民館職員の指示があった場合は、これに従ってください。
- 2 野外調理場には駐車場がありません。車でお越しの場合は、近隣のコインパーキング等をご使用ください。
- 3 野外調理場の使用に際しては、設備、備品の取り扱いは安全に配慮し、丁寧に使用してください。
- 4 野外調理場として公民館が貸し出す範囲は、コンクリートたたき及び屋外流し台部分のみです。野外調理場以外の浴恩館公園内の占用はできません。
- 5 かまど以外の部分（たたき部を含む。）では火気の使用はできません。
- 6 火気使用中は、必ず受講修了者が責任をもって管理してください。
- 7 一時にひとつのかまどに集まる人数は3人以内とし、必要以上に人がかまどに近づかないようにしてください。
- 8 不要に煙・臭い等が出ないように、細心の注意を払ってください。
- 9 かまど、流し、調理台の周りでは絶対に遊ばない（遊ばせない）でくだ

さい。

- 10 流しを使用する場合は、必ず排水溝にネットを設置してください。
- 11 機材は整理整頓し、必ず周囲の安全を凶ってください。特に刃物類の管理・使用は十分注意してください。
- 12 網を使用した調理等を行う場合は、かまどの火に直接油脂などがかからないようにしてください。
- 13 かまど周辺に炭塵や灰をまき散らしたり埋めないでください。
- 14 野外調理場の使用によって発生した廃棄物は、すべて使用者が持ち帰って適切に処理してください。
- 15 使用における怪我や事故に対する手当等の措置は、医薬品も含め使用者で対応してください。
- 16 片付け完了後、代表者が清掃等状態を確認し、職員が最終点検を行うので立ち合い確認をしてください。
- 17 使用に際して事故等が発生した場合、設備に重大な瑕疵がある場合を除き、市はその責任を負いません。
- 18 周辺の住民から苦情等があった場合は、使用を中止することがあります。
- 19 降雨、強風等の気象状況により使用を中止することがあります。